

特定子ども・子育て支援施設等 の運営について

青森市福祉部子育て支援課

令和4年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

特定子ども・子育て支援施設等の運営に当たっての注意事項

(1) 利用料及び特定費用の額の受領に関する事項

特定子ども・子育て支援提供者は、保護者から特定子ども・子育て支援の提供の対価(利用料)と特定費用(日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など)の支払いを受けることができるとされており、特定費用については、あらかじめ金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に説明を行い、同意を得なければならないとされています。

具体的には、利用料や特定費用が明記されたパンフレット等により、保護者に説明を行い、同意(書面によらない)を得る必要があります。

(2) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書に関する事項

特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用を受領した際は、領収証を交付しなければなりません。領収証には、利用料と特定費用を区分して記載しなければなりません。

また、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければなりません。

市では、ホームページにおいて参考様式をお示ししておりますので、御活用ください。

⇒ 特定子ども・子育て支援の提供の対価(利用料)と特定費用(日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など)を区分していない事例が見られます。

特定費用は、幼児教育・保育の無償化により新たに創設された施設等利用費の対象外ですので、明確に区分し領収書に記載してください。

